

2024年3月10日

JICA エクアドル事務所

JICA 海外協力隊 赴任前留意事項

エクアドル共和国



※本資料に記載の情報は、作成日現在のものであり、その後状況が変化している場合があります。記載内容については正確を期していますが、万が一誤りがあった場合には JICA は責任を負いかねますのでご了承ください。

※本資料は JICA 海外協力隊を対象としたものであり、その他の方には該当しない情報も含まれている可能性があります。

目次

1. 赴任時の携行荷物について
2. 別送荷物について
 - (1) アナカン・郵送等の利用について
 - (2) 通関情報について
3. 通信状況について
 - (1) パソコンの普及状況
 - (2) 携帯電話の普及状況
4. 現金の持ち込み等について
 - (1) 現金持込にかかる注意
 - (2) 両替状況
 - (3) 赴任時に用意することが望ましい金額について
5. 治安状況について（JICAの安全対策については、隊員ハンドブックを参照）
6. 交通事情について
7. 医療事情について
8. 蚊帳について
9. 任国での運転について
10. お問い合わせ
11. その他

1. 赴任時の携行荷物について

※隊員ハンドブック 3-5 出発時の注意事項を必ず確認の上、ハンドブックに記載されている「手荷物として持参するもの」に加えて、以下を持参ください。

1) 赴任時に**必ず持参**するもの（別送品とせず、必ず携行品としてください）

① 日本で配布された資料

JICA 海外協力隊ハンドブック、国際協力共済会会員ハンドブック、等

② 隊員番号、本籍地情報

隊員番号は各種申請に、本籍地情報は在留届等に必要となります。

③ 体温計・マスク

現地の薬局で購入することも可能ですが、着任後すぐに利用することも考慮し、持参することをお勧めします。また、日本のデジタル体温計のボタン電池は現地で購入困難なため予備をお持ちください。

④ 表敬訪問用フォーマルウェア

当国における大使館表敬訪問等公式行事は、スーツ又はそれに準ずる服装となりますので、ジャケット、革靴等を必ず携行してください。

⑤ スペイン語学習用書籍（辞書、各種文法書等）

現地語学訓練や自己学習を進めていく上で、日本語で書かれた文法解説書は役に立ちます。

⑥ 防犯用パスポートケース

エクアドルでは、スリ等の犯罪が多発しています。公用旅券は貴重品とは別に、『身につけて』赴任してください。

⑦ 任意：携帯電話（スマートフォン）

JICA エクアドル事務所では安全対策の観点から関係者に緊急時連絡用として携帯電話の携行をお願いしています。SIM フリーの携帯電話機器（スマートフォン）を持参してください。（やむを得ず持参できない場合は、事務所の携帯電話を貸与することも可能です）

※エクアドル国内で利用できる携帯機種に制限がありますので、機種選定にはご注意ください。詳細はP.5「3. 通信状況について（2）携帯電話の普及状況」を参照ください。

先輩隊員・ボランティアと名乗る方からメールを受信しても（携行荷物などを依頼する内容の場合もあります）、面識がない場合は返信しなくて結構です（ただし、前任者情報に記載のある方を除く）。

2) 生活用品情報

①衣類

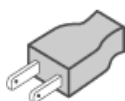
エクアドルはコスタ（海岸）地域、シエラ（山岳）地域、オリエンテ（アマゾン）地域と3つの地域に大別されます。任地がシエラ地域の場合は春・秋服（長袖シャツ・セーター・ジャケット等）が標準ですが、時期によっては朝・夜の冷え込みが

激しい（10℃以下になることもある）ため、防寒着が必要です。また、急な雨に備え雨具（レインウェアや折り畳み傘）があると便利です。コスタ地域やオリエンテ地域の場合は夏服（半袖シャツ・薄手のジャケット等）が中心となります。オリエンテーション等のため滞在するキットはシエラ地域に属するため、任地がコスタ地域やオリエンテ地域の場合でも、長袖シャツやセーター等の春・秋服及び防寒着が必要となります。エクアドルでは、衣料のデザインや種類・品物もそれなりにあり、大抵のものは入手可能です。

②電化製品

A-2 エクアドルでは日用必需品のほとんどが入手可能です。

アメリカン
タイプ



なお、当国の電圧は 110V/60Hz であり、一般の家電製品も当地で購入可能です。ただし、日本から携行された電化製品を使用される場合には、電圧が一定でないため、入力電圧 120V／出力電圧 100V／容量 1kVA 程度の変圧器を使用されるとより安全です。なお、電源コンセント形状（プラグ）は日本と同じものが一般的です。

③書籍

日本語の専門書は当国で入手できません。また、欧米の書籍輸入を取扱う書店も少ないことから、活動に必要となる専門書は、あらかじめ持参することをお勧めします。

④常備薬

基本的な常備薬は現地でも調達が可能ですが、日ごろから使用しているものについては持参することをお勧めします。虫刺され用のレスタミンクリームや液体かゆみ止め（キンカン等）は入手困難です。また、高地では紫外線が強いため、日焼け止めクリームなどがあると便利です。

3) 任地赴任の際の携行荷物について

任地が地方の方は、配属先関係者とともに任地へ赴任します。空路の場合荷物の重量制限があり、超過料金は隊員負担となります（エクアドルへの赴任前に「移転料」が皆様の日本国内の口座に振り込まれています）。

☆国内線の荷物

手荷物は 61×40×25cm、10kg まで。

機内預け荷物は原則として 23kg×1 個まで。超過重量分は追加料金を支払うことで積載可能となりますが、忙繁期には追加料金を支払っても認められない場合があります。

2. 別送荷物について

(1) アナカン・郵送等の利用について

①郵便

※2024年3月現在、一時閉鎖されていたエクアドルの郵便局は再開しましたが、手続きが非常に煩雑であり、登録などを済ませないと利用できないことから、現時点での利用は推奨していません。そのため、DHL や FEDEX などのクーリエ便や EMS、ヤマト運輸などの海外宅急便しかありません。あるいは、②で説明するアナカンであったとしても、多くの物品で免税措置が受けられず、手続きが煩雑で引出しに時間がかかり（最長1年かかったケースあり）ます。また、高額の税金（書籍以外は、4kg以下の荷物の場合、受取に約US\$400.00以下/1個の手数料）が課せられますので、可能な限り荷物の別送は避けてください。

②アナカン

アナカン（別送手荷物）は、入国後3ヵ月以内に税関へ荷物が到着した場合に限り、免税手続きが可能となりますが、通関の際に複雑な引取り手続きが必要となり、多大な時間がかかります。さらに、引取り手数料や荷物に対する関税がかかることもあるためお勧めしません。送付できる物品は、書籍以外はすべて新品（衣類や靴など含む）のみとなり、化粧品や食品などは対象外です。免税を受けることができる物品は、『送付品の領収書（レシート）の提出』が必要です。荷物の引取りには送付品料金+送料の75%の税金を支払わなければなりませんのでご注意ください。

郵便物の宛先

Mr. Taro Kokusai ←必ず名前を入れてもらうこと！

C/O Embajada del Japón / Oficina de JICA

Calle Inglaterra E3-266 y Av. Amazonas, Edificio Stratta Piso5,
Quito, provincia de Pichincha Ecuador

TEL: 02-3333-653、02-3333-654、02-3331-660

(2) 通関情報について（当国到着時）

- 携行荷物はダンボール箱を使用せず、必ずスーツケースやバック類を利用してください。ダンボール箱は空港で荷物を預ける際や通関の際にトラブルの原因となります。
- エクアドル入国に際しては無料で持ち込める荷物に制限があり、公用旅券を所有している JICA 関係者にも適用される場合があります（これまで適用されたケースはありませんが、念のためご承知おきください）。
- 持ち込みが許可されるものは明らかに私物とみなされるものであり、商用目的と

みなされる物は課税の対象となります(同じ電子機器を複数個など)。

- 荷物は全て X 線検査を通すこととなりますが、係員から内容物確認のための開梱を指示される場合もあります。

3. 通信状況について

(1) パソコンの普及状況

当国では、首都から離れた地方においてもインターネット環境がある程度整備されており、これまで派遣されたほぼ全ての隊員が自分自身のパソコンを携行しています。

- エクアドルで購入可能な PC の機種および価格

Windows 互換 PC、Macintosh 等の代理店があり、PC、プリンターなどの周辺機器の購入、修理は可能です。プリンターインクもほとんどが入手可能ですが、最新モデルに対応したものが入荷されていないこともあります。価格はデスクトップが US\$800～1,000 程度、ラップトップが US\$1,000～1,500 程度となっています。エクアドルでは日本語アプリケーションが入手不可能なため、パソコンは日本から携行されることをお勧めします。なお、エクアドルで PC を購入する場合、日本語ソフトはインストールされていませんので、Windows OS、Office などの日本語版ソフトを購入する必要があります。(Office365 は多言語対応可能です)

- プロバイダ、e-mail 利用状況

インターネットはかなり普及しており、地方都市においても自宅で無線 LAN (Wi-Fi) を契約することができ、インターネットカフェもあります。また、プロバイダは数社あり、利用形態によって料金も異なりますが、地方都市でも接続は可能です。現在では無線 LAN (Wi-Fi) によりインターネット接続が可能なカフェ、レストラン、ホテルなども増えてきています。接続コネクタの形状は日本と同じモジュージャックです。なお、派遣中の隊員全員がメールアドレスを持ち、当事務所とのやり取りに活用しています。

(2) 携帯電話の普及状況

安全対策の観点から、隊員には携帯電話 (スマートフォン) の携帯をお願いしております。事務所でも貸与可能ですが、携帯電話を紛失したり、盗難されたりした際は、同じ型の携帯電話を弁償していただくことになります。緊急連絡手段以外の利用 (私的利用) を検討している方は、ご自身でスマートフォンを日本から持参するか、現地で購入してください。事務所でスマートフォンの貸与を希望される方も、SIM カードは自身で購入する必要があります。緊急時の受発信が目的ですので、常に通話可能な状態にし、携帯して下さい。また、日本国内で製造されているメーカー (例えば、シャープ、SONY、富士通、パナソニックなど) はほとんどエクアドル国内で流通していないため、SIM フリーの携帯電話であっても、使用するのに煩雑な機種登録の手続きが必要となる場合があるため避けてください。主に流通しているのは、iPhone、

SAMSUNG, NOKIA, Huawei などです。機種登録をすることなくエクアドル国内で使用が可能な機体は、以下のサイトから確認が可能です。

TU CELULAR LEGAL (arcotel.gob.ec)

http://tucelularlegal.arcotel.gob.ec/tucelularlegal/consulta_Equipos.aspx

日本から持参する携帯電話がエクアドル国内で使用できるか不安な場合は、現地で携帯電話を調達することもできます。(130 ドルくらいから各機種あります。)

* JICA 事務所から貸出す携帯電話は、最新モデルではありません。

(現地生活費の中には緊急連絡用の携帯電話の通信費として 1 か月 US\$25 が含まれています)

4. 現金の持ち込み等について

(1) 現金持込にかかる注意

- エクアドルでは 2000 年のドル化政策以後、公式流通通貨は米国ドル (US\$) です。日本からの現金持込の際は、必ず米国ドルをご用意ください。その際、必ず US\$20.00 札より小額の紙幣をご持参ください (US\$50.00、US\$100.00 を受け取るのは、一流ホテル、高級レストランなどの一部のみです)。

※皆様の到着は深夜になることが多く、空港での両替の時間はありませんので、予め最低でも US\$800 程度 (語学研修中の食事代 US\$300+約 1 ヶ月間の生活費) の米国ドル現金を持参されることをお勧めします。

- 当国到着後、現地銀行の口座開設手続きを行います (海外手当の受取銀行)。口座番号が発行され次第、預金が可能となります (現金のみ。入金は US\$100.00 札でも可能ですが、引き出しの際には US\$20.00 以下の紙幣となります)。口座開設後、キャッシュカード (兼デビットカード) が発行されます。
- 赴任時支給金額等 (長期隊員)
着任後、現地銀行に口座開設が完了したら、初回送金として JICA エクアドル事務所から約 3 ヶ月分 (到着時四半期分) の現地生活費を現地銀行個人口座に振り込みます。

(2) 両替状況

➤ 現金

通貨が米国ドルのため、両替商などは普及しておりません。必ず、日本で米国ドルに両替の上、ご持参ください。

➤ クレジットカード

都市部 (観光地) のホテル、レストラン、スーパーマーケットでは各種クレジットカードの利用が可能です。地方ではまだ普及していません。

(3) 赴任時に用意することが望ましい金額について

前項の通り、初回送金として現地銀行個人口座に約3か月分の現地生活費を振り込みますが、引き出しが可能になるのはおおよそ現地語学訓練終了後です。そのため、当国到着後から任地赴任まで（約1ヶ月間）に必要な資金はあらかじめ日本から持参してください。1か月US\$500.00程度を目安に当面の生活費をご用意いただくほか、当国到着から任地赴任直後までに支払いが必要となる費用を以下にお知らせします。

- ・ 現地語学訓練期間中の食費：約US\$250.00からUS\$300.00が必要となります。この金額は祝日などによる訓練日数の増減により多少増減します。同語学訓練中の宿泊費はJICAが提供します。
- ・ 任地での住居はホームステイまたは一人暮らしのアパートとなります。住居自体は先方政府またはJICAが家賃負担することにより提供されますが、住居賃貸契約時に支払いが求められる保証金（家賃の1～2か月分、退居時に問題がなければ全額返金）は隊員が支払うこととなりますので、赴任時には、その金額（想定家賃US\$450～500×2か月分）も持参が必要となります。

5. 治安状況について（JICAの安全対策については、隊員ハンドブックを参照）

エクアドルの治安状況は悪化の傾向を見せており、「近隣諸国に比べると治安は良好」とは必ずしも言えなくなっています。殺人事件に関しては2022年には約4,800件発生しており、この数は2年前の約1,400件と比べて3.4倍以上です。同時に盗難件数も2022年には5万件以上発生しており、治安は悪化の傾向にあります。

犯罪や事故に遭遇する可能性をゼロにすることはできませんが、その可能性と被害を低減するために適切な予防対策をとることが重要です。こうした安全のための各種対策（情報収集・共有や連絡体制の整備、各種研修および各種安全対策機材の整備等）をJICAエクアドル事務所はJICA本部との連携の下実施しています。

一方、これらの対策は安全確保のための一助であり、渡航者自らが、平素から、自分の安全は自分で守るというセルフ・ディフェンスの意識を高く持ち続け、万全の対策を講じた上で、日々注意して過ごすことが重要です。これらの安全対策の基本的な事項として、以下5点（1）～（5）に留意して下さい。

(1) 安全3原則の遵守

① 「目立たない」

必要以上に華美な服装、装飾品を身につける、現地ではあまり見かけないような目立つ車に乗る、公共の場（レストラン、バーなど）で大きな声で現地の悪口を言う、政治、宗教、文化、習慣、生活環境などを批判することは目立つばかりでなく恨まれる原因にもなるため留意する。

② 「行動を予知されない」

行動のパターン化（通勤、通学、買物、娯楽、外食の際の移動ルートや時間など

の固定化)は犯罪者、テロリストなどに攻撃計画を立てやすくするため、移動の際のルートや時間含めできる限り不規則な行動をし、予期されないようにする。

③「用心を怠らない」

平素から、外出時には周囲に気を配る、夜間の外出を避ける、単独行動を避ける、追跡者の有無を時々振り返り確認する、人通りの少ないエリアを避ける等の注意を継続する。また、現地に到着した当初は安全に気を配っていても、時間の経過とともに慣れが生じてくると、当初注意していた点を忘れがちになり、思わぬ被害に遭うことがあり、また、現地の治安状況は予期せぬことが原因で大きく変化することもあるため「自分だけは安全」と過信せず、常に気持ちを引き締め行動する。

(2) 治安関連情報入手方法の確保

セルフ・ディフェンスの観点から、平素から関心を持って治安関連情報を収集し、対策を検討する一助とするとともに、重要な危険情報が速やかに入手できる体制を整えておくことが重要です。また、隣人、コミュニティ、カウンターパート、在留邦人等の現地社会との交流を持ち、様々な個人や組織との間でネットワークを構築することも有効です(他方、不必要な情報開示は避けることも留意が必要です)。これにより、普段から様々な情報が自然と入ってくるため、いざというときに隣人の助けが得られる可能性も高まります。また、渡航前にはエクアドル国の歴史、宗教、文化、習慣、政治等について情報を入手し可能な限り理解に努めておくことが有効です。

赴任前から、たびレジに登録し、日本大使館から発信される治安情報等にも留意するようお願いいたします。安全に関する重要な情報を入手した場合は、JICA 事務所担当者までご連絡願います。

(3) 所在(場所及び連絡先)の明確化

大規模な事件・事故等が発生した場合は、JICA 事務所は JICA 関係者の安否を確認します。このため、任地を離れる場合は、必ず事前に JICA 事務所へ行き先、同行者、宿泊先等を記載した「国内旅行届(指定の様式あり)」を提出してください(当事務所で安全を確認し、必要と判断した場合は、変更をお願いすることもあります)。有事の際は携帯電話が通じなくなる可能性もあり、行動予定が判らないと単に連絡が繋がらないのか事故に巻き込まれたのかの判断が付かなくなってしまいます。また、ご自身が事件・事故等に遭遇した場合は、JICA 事務所へ速やかに一報をください。さらに、近傍での大規模な事件・事故や地震等が発生した場合には、ご自身が直接事件・事故の被害にあっていなくとも、JICA 事務所に安全の旨連絡を入れるようお願いいたします。

(4) 緊急連絡手段の確保

携帯電話は、通常の連絡だけでなく、緊急時に助けを求める際や、大規模な事故発生時の安否確認に必要不可欠な連絡手段となります。このため、外出の際には、必ず携帯電話を通信可能な状態で携行するとともに、在宅時、就寝時においても着信が判る様に目に付く場所に置き、十分な着信音量を確保するようお願いいたします。旅行等で

長時間携帯する場合には、充電器も忘れずに携帯願います。

(5) 無抵抗主義の徹底

銃器やナイフ等を所持した犯罪者に遭遇した場合には、生命・身体の安全を最優先して、無抵抗に徹して下さい。要求に抗うことで犯人が興奮し身体に危害を加える可能性が高まりますので、犯人の要求には静かに従うようにして下さい。

当国では隊員の日中の長距離バスでの移動、徒歩移動は禁止していませんが「だから安全」なのではありません。その分、路上・公共交通機関内で強盗・スリ・置き引き等の犯罪被害に遭うリスクが高い国であるということを自覚してください。隊員犯罪被害の多くは、公共交通機関内での強盗・スリ・置き引き被害です。JICA 関係者は外国人というだけで狙われるリスクが高いことを認識し、外出の際には十分に注意し、特に犯罪の発生率が高まる夕方以降の外出はできるだけ避け、外出しなければならない場合は正規のタクシーを利用してください。

全ての犯罪に対して完璧な防犯措置を取ることは困難ですが、常に警戒心を持ち、最大限の予防策を講じるとともに、余裕を持った行動を心掛け、焦ることなく的確な判断をお願いします。なお、着任オリエンテーション時および任地赴任前に当事務所にて安全対策についてのブリーフィングを行います。着任後は事務所の講じる安全対策に従い、また、公共放送・事務所・大使館からの安全情報の確保に努めるなど、「自分の身は自分で守る」意識を持つようにしてください。

在エクアドル日本国大使館より「着任に際し以下の安全情報に関するホームページを参照してください」との連絡を受けておりますので、必ず事前に目を通しておいてください。また、赴任前に必ずたびレジに登録しておいてください。

http://www.ec.emb-japan.go.jp/consular_jp.htm (在エクアドル日本国大使館ホームページ)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_243.html#ad-image-0

(海外安全ホームページより安全の手引き)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> (たびレジ登録ページ)

6. 交通事情について

近年主要道路の整備が進み、移動時間の短縮につながっています。警察の検問も頻繁に行われていますが、一般的に運転マナーは悪く事故が多発しています。

■バス：

【長・中距離バス】バスターミナルの中にあるバス会社窓口にてチケットを購入。(なお、JICAエクアドル事務所では関係者の陸路の夜間移動は禁止しています。ここでいう夜間とは午後6時から午前6時までの時間を指します。)

【市内バス】独自のルートがあり、外国人には分かり難いことから、地元の人か運転手に聞くとよい。前方のドアから乗車して料金を支払い、後方のドアから降

りるのが一般的。また、バス代は、どこまで乗っても一律料金。

【専用レーンバス】

キト市内には、8月10日大通り (Av. 10 de Agosto) には「トロリー・バス」、12月6日大通り (Av. 6 de Diciembre) には「エコビア」、アメリカ大通り (Av. America y La Prensa) には「メトロ」というバスが専用レーンを走っている。停留所が設けられていて、一律料金35センターボスで移動できるので非常に便利である。

■地下鉄:

2023年に開通したメトロという地下鉄。キト市内南北を結ぶ。一律料金45センターボスで移動できる。

■タクシー:

一般的なタクシーは、全国的に黄色い普通乗用車。都市部ではタクシーメーターを使用するタクシーが増えたが、地方ではあまり普及していないので、利用する前に料金を確認しておくが良い。Uberなどの配車サービスも利用可能。

■鉄道:

コロナ禍により現在は運航休止中。(主に観光用として、チンボラソ県、コトパクス県、インバブーラ県、ピチンチャ県で運行していた。)

■飛行機:

飛行機はキトとグアヤキルを拠点として、様々な地方都市へ運航している。運航日程は毎月変わるので、ホームページ等で確認が必要。

7. 医療事情について

➤ 医療状況について

首都、および主要都市においては、日本と同じような医療サービスを受けることが可能な医療機関があります。また、薬局もたくさんあり、薬剤の種類も豊富です。ただし、日本と同じ薬剤があるとは限りませんので、常用されている薬がある場合には、持参いただくか、薬剤の一般名を確認いただき、当地でも入手可能かどうか、「エクアドル事務所代表アドレス: ec_oso_rep@jica.go.jp」に問い合わせください(事前確認なく赴任され、日本で服用していた薬と同じものが入手できず困るケースが発生しています。また日本の薬より容量が多い場合があります)。

歯科治療も可能ですが、治療費は高額となることが多いため、出発前の歯科受診をお勧めします。

➤ 高山病について

任地が高標の低い地域であっても、着任後の約1か月は標高 2850m (富士山の7合目程度) の首都キトに滞在しますので、高山病になる可能性があります。ご心配な方は、出発前に渡航外来などでの相談をお勧めします(ただし、医療費等の補助はありません)。

➤ 医薬品等について

- ・ 常用している薬、使用頻度の高い薬があれば、日本から持参されることをお勧めします。アセトアミノフェン(商品名としてパラセタモール、タイレノールなどです)などの解熱鎮痛剤は当地で購入できます。虫刺され後等に使用する軟膏などは当地でもありますが、日本でよく使われるような清涼感のある塗り薬はありません。
- ・ 体温計は必ず持参をお願いします。
- ・ パルスオキシメーターをすでにお持ちの方は持参をお勧めします。高地では、一般的に日本で測定されるよりも血中の酸素の値が低くなるため、高地での値を把握しておくことは、万が一新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、異常な数値となっているのかどうかの判断に役立ちます。
- ・ 高地では紫外線が強いため、日焼け止めなども持参をお勧めします。日本製にこだわらなければ、当地でも購入ができます。また、帽子やサングラスもあったほうがよいでしょう。

➤ 予防接種

- ・ エクアドルは黄熱に感染する危険のある国となっています。ただし、全土ではなく、特にアンデス山脈東側の標高 2,300m以下の地域で接種が推奨されています。黄熱予防接種証明書(イエローカード)をお持ちの方は持参されることをお勧めします。黄熱未接種の方は、下記厚生労働省検疫所 FORTH のサイトを確認の上、検討ください。[黄熱について \(forth.go.jp\)](https://forth.go.jp)
- ・ エクアドル渡航に際しては、腸チフスワクチンの接種も推奨されているため、渡航前に渡航外来等で接種することをお勧めします。

厚生労働省検疫所 FORTH の以下サイトもご参照ください。

[FORTH | 国・地域別情報 | 南米地域 | ペルー・ボリビア・エクアドル](#)

➤ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の情報はエクアドル保健省ホームページに公表されていますので、こちらも参考してください。

<https://www.salud.gob.ec/coronavirus-covid19-ecuador/>

➤ 海外旅行保険キャッシュレスサービス被保険者証の申請について

訓練中に、国際協力共済会から派遣中の海外旅行保険に関する講座があります。その講座にて、キャッシュレスサービスに関する説明がありますので、よくお聞きになり、赴任前に申請していただくことをお勧めします。着任後、体調を崩され医療機関にかかる方がいらっしゃいますが、当地でご紹介する医療機関は私立病院で、医療費が高額になる傾向がありますので、赴任前にキャッシュレスサービスの被保険者証を入手しご持参いただくことをお勧めします。

8. 蚊帳について

コスタ・オリエンテ地域では防蚊対策の一つとして蚊帳の利用をお勧めします。蚊帳は現地で購入することができます。ただし、費用の補助はありません。

9. 任国での運転について

当国では隊員の車両／普通自動二輪（バイク）等の運転を禁止しています。

10. お問い合わせ

当国での活動に関する質問は、以下の事務所代表アドレス宛にメールでお問い合わせください。

※長期隊員の方は、お問い合わせは派遣前訓練が開始してから行ってください。

※活動に関わる内容以外の質問はお控えください。

お問い合わせ先

エクアドル事務所代表アドレス : ec_oso_rep@jica.go.jp

11. その他

(1) 入国、通関に関する留意事項

※2024年3月現在、エクアドル入国にあたり、特に必要な書類等はありません。

上記は随時変更となる可能性があるため、以下、在エクアドル日本大使館ホームページで最新情報を確認してください。

https://www.ec.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

(在エクアドル日本大使館ホームページ新型コロナウイルス関係情報)

(2) エクアドル空港到着時

- 当国への航空機がキト国際空港に近づいた時、天候が思わしくない（夜霧で視界が悪い、大雨洪水警報が発せられ滑走路状況が悪い）場合は、航空機がグアヤキル国際空港に迂回し、一時待機または同地で停泊することがあります。グアヤキル市でやむを得ず一泊することになった場合には、同空港（航空会社）の案内に従うと同時に、以下調整員の携帯電話に連絡してください。

なお、グアヤキルの治安は良くありませんので、同地で一泊する場合は絶対に、夜間外出しないでください。

永竹未奈 企画調査員 : +593- (0) 98-932-0176

齊藤亮太 企画調査員 : +593- (0) 98-930-3530

- (ア) 預けた荷物が出てこない場合、スーツケースが破損していた場合には、ターンテーブル脇にあるバゲージクレームカウンターに申告してください。その際にも荷

物預り証（クレームタグ）が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

- (イ) 荷物を引き取った後は通関となります。税関申告が必要なものの有無に関わらず、中身の検査を求められる場合があります。その際には直ちに検査に応じてください。
- (ウ) 到着ロビー旅客用通路にて、荷物のタグ番号と荷物預かり証（クレームタグ）の確認があります。クレームタグは予め提出しやすいよう準備しておいてください。
- (エ) 到着ロビー出入口付近で企画調査員（ボランティア事業）が出迎えます。
- (オ) 深夜の到着となる場合もありますので、できる限り迅速に入国手続きを済ませるよう意識して行動してください。空港から滞在するホテルまで約45分かかります。

以上